

作成日：2013年12月5日

## カナダ

特許庁の所在地：

Department of Industry  
Canadian Intellectual Property Office (CIPO)

Place du Portage 1, 50  
Victoria Street, Gatineau,  
Quebec K1A 0C9,  
Canada

TEL: 1-866-997-1936

FAX: 1-819-953-7620

E-Mail: [cipo.contact@ic.gc.ca](mailto:cipo.contact@ic.gc.ca)

Website: <http://www.cipo.ic.gc.ca>

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無
5. 出願言語
6. その他関係団体
7. 特許情報へのアクセス

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. **特許権の存続期間及び起算日**
10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

### < 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点等での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## 共通情報

### 1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (P C T)
- (3) W I P O 設立条約 (W I P O 条約)
- (4) 微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC Strasbourg Agreement)
- (6) 貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)
- (7) 植物新品種の保護に関する国際条約 (U P O V 条約)
- (8) 北米自由貿易協定 (N A F T A)

### 2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (P P H: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)

日本・カナダ P P H については、下記を参照下さい。

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pph\\_cipo/nihongo.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pph_cipo/nihongo.htm)

### 3. 現地代理人の必要性有無

カナダに居所を有しない外国人は、カナダにおける代理人を選任しなければなりません。

### 4. 現地の代理人団体の有無

The Intellectual Property Institute of Canada (IPIC)

60 Queen Street, Suite 606, Ottawa, Ontario K1P 5Y7

TEL: 613-234-0516 FAX: 613-234-0671

E-mail: info@ipic.ca

Website: <http://www.ipic.ca/>

### 5. 出願言語

英語又はフランス語です。

### 6. その他関係団体

ジェトロ トロント事務所

181 University Avenue, Suite 1600,

Toronto, Ontario, Canada M5H 3M7

TEL: 1-416-861-0000

FAX: 1-416-861-9666

## 7. 特許情報へのアクセス

<http://brevets-patents.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction.html>

でアクセスすることが可能です。

## 特許制度

### 1. 現行法令について

2012年10月31日施行の改正法が適用されております。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人及び発明者の名称・氏名及び住所、発明の名称、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報、及び該当する場合は出願人が小企業の地位を主張する資格を有する旨の表示等を、記載します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

提出は不要です。

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

要求された場合にのみ提出が必要です。

### 3. 料金表 (単位: カナダ・ドル (CAD) です)

小企業と小企業以外の出願人による手数料の2段階方式が採用されております。カッコ内は、小企業の場合の手数料を意味します。

(1) 出願料金	400	(200)
(2) 追完料金	200	(同様)
(3) 審査請求料金	800	(400)
(4) 早期審査料金	500	(同様)
(5) 最終料金 (Final fee)	300	(150)
・ 明細書・図面100頁以上1頁当たり	6	(同様)
(6) 出願回復料金	200	(同様)
(7) 年金:		
① 2年から4年度まで (各年度)	10	(50)
② 5年から9年度まで (各年度)	200	(100)
③ 10年から14年度まで (各年度)	250	(125)
④ 15年から19年度まで (各年度)	450	(225)

### 4. 料金減免制度について

カナダ特許庁が国際調査報告書を作成した場合、審査請求料金は75%減額されます。

## 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

## 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されております。

## 7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されておられません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件、出願審査に請求により、新規性等の実体審査が行われます。

### (1) 方式審査に関して

- ① 明細書や要約等の方式的要件を満たしていないと判断された場合、特許庁長官により期間を指定（通常3ヶ月）して、出願人に補正を命じられます。
- ② 出願人が、上記補正指令に対して応答しない場合、出願は放棄されたものとみなされます（但し、復活の請求可能）。

### (2) 対応外国出願の情報提出に関して

審査官は、対応外国出願の情報を提出するよう、出願人に要求することができます。

なお、この情報の提出は、義務的なものではありません。

### (3) 不登録事由に関して

以下の事項は特許を受けることができません。

- ① コンピュータソフトウェア自体の場合
  - ② 芸術的、個人的若しくは専門家的な能力に関する、又は知的方法若しくは美的表現のみから生じる結果としての方法又は製品の場合
  - ③ 人間又は動物を医学的に処置する方法の場合
  - ④ 公序良俗に反する場合
- 等です。

### (4) 新規性に関して

発明が既に開示されている場合は、新規性を有しません。

- ① 出願日より1年以上前に、出願人により又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者により、カナダ又は他の場所において、発明が公衆の利用に供される方法でされた開示。
- ② 優先日より前に、上記①で述べた者以外の者により、カナダ若しくは他の場所において、発明の主題が公衆の利用に供される方法でされた開示の場合。

〈グレイス・ピリオド〉

出願人等が発明を開示した場合には、1年間のグレイス・ピリオドが認められます。

(5) 出願公開

- ① 出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後に、出願内容は公開されません。
- ② 出願人は、早期公開を請求することができます。

(6) 早期審査に関して

- ① 早期審査は、審査を促進しなければ、請求人（出願人又は第三者）の権利が害される恐れがあると特許庁長官が認めることが、要件とされています。
- ② 早期審査は、出願公開後であって、審査請求があった出願が対象とされます。
- ③ なお、特許審査ハイウェイ（PPH）に関しましては後述します。

(7) 実体審査に関して

- ① 特許を受けるためには、出願日から5年以内に出願審査の請求をしなければなりません。  
なお、第三者も審査請求をすることができます。  
分割出願の場合は、親出願の出願日から5年以内又は分割出願の現実の出願日から6ヶ月以内に、請求することができます。  
審査請求期間は延長することはできず、期間内に審査請求料金が納付されなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます（なお、審査請求期間経過後12ヶ月以内に、回復の請求可能）。
- ② 実体審査後、審査官が特許要件を満たしていないと判断した場合、6ヶ月に期間を指定して、出願人に補正書等の提出を求めます。
- ③ 上記拒絶理由通知に対する応答後、審査官が当該拒絶理由を解消していないと判断した場合、ファイナルアクションを発行し出願を拒絶し、出願人に対して所定期間内に補正書等の提出を求めます。
- ④ 上記ファイナルアクションに対する補正書等の提出により、拒絶理由が解消された場合、特許庁長官は拒絶撤回する旨を出願人に通知し、一方拒絶が撤回できないと判断した場合は、出願は更なる審理のために特許審判部（Patent Appeal Board）に回送されます。
- ⑤ 審査の結果、特許要件を満たしていると判断された場合、特許付与の決定が行われ、特許許可通知が出願人に送付されます。この特許許可通知に対して、出願人は通知発行日から6ヶ月以内に最終手数料（Final fee）を支払わなければなりません。  
最終手数料を支払うことにより、特許となり出願人に特許証が発行さ



れます。

- ⑥ 出願が最終的に拒絶された場合、当該拒絶査定通知書の発行日から6ヶ月以内に裁判所に上訴することができます。



(8) 日本・カナダ特許審査ハイウェイ(P P H)について

(A) 日本国特許庁とカナダ国特許庁は、2009年10月1日から特許審査ハイウェイの施行プログラム

(B) 申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ試行プログラム

「P P H M O T T A I N A I」試行プログラム

が、実施されております。

(A) 特許審査ハイウェイ(P P H)について：

(1) 申請要件：

① カナダ出願とP P H申請の基礎となる出願（先行審査庁出願）が、対応する特許出願であること。

すなわち、両国における出願が、優先日又は出願日のうち最先の日付が同一であることが必要です。

具体的には、カナダ出願（P C T出願の国内移行出願含む）が、次のいずれか等であることが必要です。

(a) カナダ出願が、先行審査庁出願に対してパリ条約に基づく優先権を正当に主張している出願であること、又は

(b) カナダ出願が、先行審査庁出願に対してパリ条約に基づく優先権を正当に主張しているP C T出願の国内移行出願であること、又は

(c) カナダ出願が、最先審査庁出願を含む複数のパリ条約に基づく優先権を正当に主張している出願であること、

等であること。

(d) なお、先行審査庁出願が米国の場合、出願には、仮出願、通常の出願、継続出願等を含みます。

従いまして、次の場合もカナダ出願についてP P H早期審査を申請することができます。

仮出願の優先権を主張して米国及びカナダ出願をした場合において、米国出願が特許可能と判断された場合に、当該米国出願に基づいてカナダ出願に対してP P H早期審査を申請するような場合です。

② 審査庁出願により特許可能と判断された1つ以上の請求項を含むこと。

例えば、以下の書類に特許可能であると示されている場合です。

(a) 審査庁出願が日本出願の場合は、特許公報及びオフィス・アクションが該当し、オフィス・アクションには“拒絶理由通知書”や“特許査定”を含みます。

(b) 審査庁出願が米国出願の場合は、特許証及びオフィス・アクションが該当し、オフィス・アクションには“Non-Final Rejection”、

“Final Rejection”や“Notice of Allowability”を含みます。

- ③ カナダ出願のすべての請求項が、審査庁出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
    - (a) なお、請求項の記載の差異が、翻訳や請求項の形式によるものであり、カナダ出願の請求項と審査庁出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、カナダ出願の請求項の範囲が審査庁出願の請求項の範囲よりも狭い場合、請求項は十分に対応すると、みなされます。
  - ④ カナダ出願は、公衆の閲覧に対して公開されていることが必要です。
  - ⑤ カナダ出願は、審査請求がされており、審査に着手されていないことが必要です。
- (2) 必要な書類：
- ① 審査庁出願が日本出願の場合、日本国特許庁から発行されたオフィスアクションの写しを提出すること。
    - (a) なお、日本特許庁のネットワーク、すなわちA I P Nによりオフィス・アクション及びその英訳文を利用可能な場合、カナダ特許庁はオフィス・アクション等を取得できますので、提出は不要です。
    - (b) 一方、日本特許庁の上記ネットワークで利用できない場合には、オフィス・アクション及びその英訳文又はフランス語訳文を提出する必要があります。
    - (c) なお、日本出願において審査官により引用された特許文献等の提出は任意とされておりますが、引用文献を即座に考慮してもらえるよう出願人が望み、P P Hに基づく早期審査を申請したときは、引用文献の翻訳文を提出することができます。
    - (d) 審査庁出願が米国出願の場合、米国特許庁から発行されたオフィス・アクションの写しを提出すること。  
なお、オフィス・アクションの写しが米国特許庁の Public PAIRで利用可能な場合は、カナダ特許庁が取得しますので提出は不要です。
  - ② 審査庁出願が日本出願の場合、日本出願に対して特許が付与された、又は特許可能と判断された請求項を提出すること。
    - (a) 特許可能とされた日本出願の請求項の英語又はフランス語の翻訳文の提出が必要です。
  - ③ 審査庁出願が日本出願の場合、日本出願の請求項の対応表を提出すること。
    - (a) すなわち、カナダ出願の請求項と特許可能とされた日本出願の請求項との関係を示した請求項対応表の提出が必要です。
- (3) 申請手続き
- ① 出願人は、所定の申請様式に記入し、上記関連書類を提出する必要

があります。

- ② 特許庁との以降のすべての対応は、P P H出願に関連することを明示する必要があり、カバーレターの各ページに「PPH」という用語を記載する必要があります。
- ③ P P Hに基づく申請と共に、又はその前に審査請求がされていることが必要です。

また、申請時にカナダ出願が公開されていない場合は、出願人は公開されることを許可しなければならないと、されております。

(4) P P Hに基づく審査手続き

- ① P P Hの申請があると、審査官は申請の要件を満たしているか否かを確認し、満たしている場合には、早期審査を行います。
- ② カナダ出願の請求項が日本出願で特許可能と示された1以上の請求項と十分に対応していないと判断された場合、出願人は早期審査の申請が認められなかった旨の通知を受けます。  
再度P P Hの申請を行う場合には、通知に従った請求項の補正と再申請を行う必要があります。
- ③ P P H出願の審査中、申請に係る請求項が日本出願で特許可能と示された1以上の請求項と十分に対応していないと審査官が判断した場合には、出願人は出願が通常の審査順番待ちとなる旨の通知を受けます。
- ④ なお、P P Hプログラムに基づく早期審査の申請とともにされる請求項に対する補正は、申請が認められるか否かに係わらず有効とされます。

(B) 申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ施行プログラム

(P P H M O T T A I N A I 試行プログラム) について：

- (1) 特許審査ハイウェイ (P P H) は、ある特定の国で特許権を取得することが可能と判断された出願について、他の国で簡易な手続で早期審査を受けることを可能とする制度をいいます。
- (2) この「P P H M O T T A I N A I」試行プログラムとは、どの国に先に特許出願をしたかに拘わらず、参加国 (日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、ロシア、スペイン及びフィンランド) において、特許可能との審査結果に基づきP P H申請を可能とするプログラムをいいます。
- (3) 従いまして、カナダ出願においてP P Hプログラムによる早期審査を受けるに際し、上記いずれの国における審査結果に基づいても、早期審査を受けることが可能となりました。

## 9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。  
特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願維持年金は、出願日から2年度目に納付する必要があります。

## 10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から30ヶ月以内です。  
なお、追加手数料を納付することにより、優先日から42ヶ月まで可能です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類の英語又はフランス語による翻訳文の提出が必要です。
  - ① 国際出願時における明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
  - ② 19条補正がされた場合：補正後の翻訳文の提出
  - ③ 34条補正がされた場合：国際予備審査報告の附属書により補正されたものの翻訳文

## 11. 留意事項

- (1) 料金体系に「小企業」及び「小企業以外」の出願人の場合と、2通り採用されております。  
米国出願の場合も同様に採用されておりますが、その定義が若干異なりますので留意して下さい。  
カナダにおいて「小企業」とみなされるのは、原則として従業員が50名以下の組織又は大学です。
- (2) 手数料不納に関する出願回復の可能性に関して：
  - ① 審査請求料金は、出願日（又は国際出願日）から5年以内に納付しなければ、出願は放棄されたものとみなされます。  
但し、期限経過後であっても、期間経過後12ヶ月以内であれば、審査請求料金及び回復手数料を納付することにより、出願を回復することができます。
  - ② 出願維持年金は、出願後2年度目から納付する必要があります、未納の場合出願は放棄されたものとみなされます。  
但し、期間経過後であっても、期間経過後12ヶ月以内であれば、所定の年金納付額及び回復手数料を納付することにより、出願を回復することができます。
  - ③ 最終手数料（Final fee）及び明細書・図面の枚数が100ページを超える各頁の手数は、特許許可の通知日より6ヶ月以内に納付する必要があります、未納の場合出願は放棄されたものとみなされます。

但し、期間経過後であっても、期間経過後12ヶ月以内であれば、最終手数料、頁数手数料及び回復手数料を納付することにより、出願を回復することができます。

- ④ PCT出願国内段階移行出願の場合、基本手数料を優先日から30ヶ月以内に納付しなければなりません。

但し、追加手数料を納付することにより、優先日から42ヶ月以内に基本手数料を納付することができます。

優先日から42ヶ月以上の延長は認められておりません。

- (3) 一年間のグレイス・スピリオドに関して：

出願に係る発明がカナダ出願前に開示されても、その開示日から一年以内であれば新規性の阻却事由にはなりませんので、留意して下さい。

- (4) 早期審査に関して：

2011年3月16日施行の特許規則の改正により、早期審査の規定が修正されました。

- ① 従前より存在しております早期審査手続 (Special Order)、  
即ち、審査を促進しなければ、請求人 (出願人又は第三者) の権利が害される恐れがあると特許庁長官が認める場合には、早期審査手数料 (500カナダ・ドル) の納付と共に請求により、早期審査の対象となるの規定は、改正後も維持されております。

- ② 特許規則の改正により、出願に係る発明が環境に関する技術 (Green technology) の場合にも早期審査手続 (Accelerating prosecution) が導入されました。

この新たな手続は、出願人が、出願に関する技術が商品化された場合、環境への影響を解決し若しくは緩和し、又は自然環境及び資源を保存する一助となる旨の宣誓書を提出することにより、早期審査の対象とされる手続をいいます。

この場合、早期審査手数料の納付は不要となります。

なお、いずれの場合においても、当該出願は出願公開 (又は早期公開の請求) され、及び出願審査が請求され審査手数料 (通常800カナダ・ドル) の納付が必要となります。

- (5) 再発行特許出願 (Application to reissue a patent)

- ① 特許権者は、明細書の記載に不十分な部分があり、又は特許に欠陥があり、実施することができないと判断した場合には、クレームを拡大若しくは減縮ために、補正した明細書等を提出することにより、特許の日から4年以内に原特許存続時に残存していた期間につき、新たな特許の発行のため出願をすることができます。

- ② 出願には、次の書類等が必要です。

(a)再発行出願申請書

(b)補正された明細書、請求項、図面等の書類

(c)所定手数料

③ 米国出願にも同様な出願制度が採用されておりますが、出願できる時期等に関して若干の相違がありますので、留意して下さい。

(6) 再審査請求 (Re-examination)

① 何人も、刊行物等の先行技術文献を提出して、特許のクレームの再審査を請求することができます。

② カナダの再審査請求は、特許庁と特許権者間で手続き行われる (Ex Parte Re-examination) であるのに対して、米国のような第三者を含めた査定審査手続 (Inter Parte Re-examination) とは異なりますので、留意して下さい。



## **意匠制度**

### **1. 現行法令について**

2012年10月31日施行の改正意匠法が適用されております。

### **2. 意匠出願時の必要書類**

出願には次の書類の提出が必要です。

#### **(1) 願書 (Request)**

出願人の名称及び住所、意匠に係る物品、優先権主張の情報等を記載します。

#### **(2) 意匠の説明書**

図面、説明及び名称を組み合わせることによって、意匠の特徴及び意匠が適用される完成物品が何であるかを明らかにする必要があります。例えば、

「意匠は、図面に示す椅子の形状、装飾、模様及び配置の特徴によって構成される」等のように記載します。

#### **(3) 意匠の写真又は図面 (Photographs & Drawings)**

#### **(4) 委任状 (Power of attorney)**

提出は不要です。

#### **(5) 優先権証明書 (Priority Document)**

提出要求があった場合に、提出する必要があります。

### **3. 料金表 (単位：カナダ・ドル (CAD) です)**

(1) 出願料金	400
(2) 早期審査料金	500
(3) 譲渡登録料金	100
(4) 維持料金	350
(5) 回復料金	200

### **4. 料金減免制度について**

ありません。

### **5. 実体審査の有無**

保護対象及び既登録意匠と類似するか否かについて、実体審査が行われません。

### **6. 出願公開制度の有無**

出願公開制度は、採用されておられません。  
登録後に登録意匠の内容が、公の閲覧に供せられます。

## 7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されておられません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

### (1) 方式要件の審査

- ① 最初に方式的要件を満たしているか否かについて審査されます。
- ② 方式要件を満たしていない場合には、指令が発せられ（オフィス・アクション）、指定期間内に不備を是正することができます。  
この期間内に不備を是正しない場合には、出願は拒絶されます。

### (2) 不登録事由

公の秩序又は道徳に反する意匠は登録を受けることができません、

### (3) 新規性

- ① 意匠が新規であるためには、出願に係る意匠が他の意匠と同一又は類似していないこと、又既登録意匠と混同する意匠でなことが必要です。
- ② また、意匠が実質的な独自性を有していなければならない、単なる大きさや比率の相違は独自性を有しない意匠とされます。

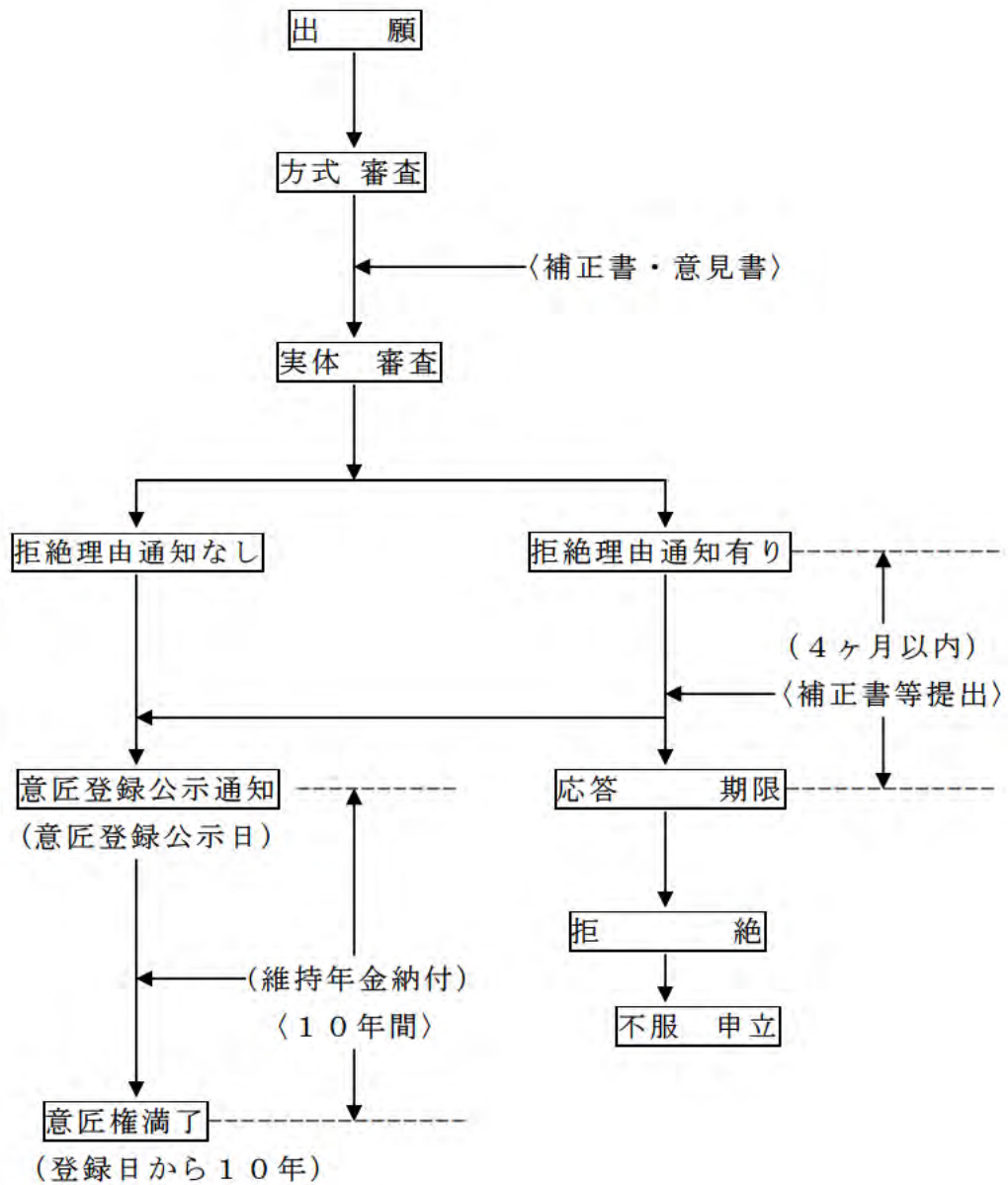
〈グレイス・ピリオド〉

意匠出願前1年以内における、カナダ国内又は他の場所で公表された意匠については、グレイス・ピリオドが認められ、新規性喪失の例外が認められます。

### (4) 登録手続き

- ① 出願の単一性、既登録出願と混同が生じる程度まで類似しているか否かについて審査され、該当する場合、又意匠が法律の要件を満たしていない場合、及び意匠が公の秩序若しくは道徳に反するものである場合、出願は拒絶されます。
- ② 上記拒絶理由通知に対する応答は、通常発行日から4ヶ月以内であり、この期間内に応答しなかった場合、出願は放棄されたものとみなされます。  
なお、指定期間経過後6ヶ月以内に回復請求、回復手数料を納付して応答することにより、放棄処分を回復することができます。
- ③ 登録することに対して異議がない場合は、通常登録手続きは6ヶ月から12ヶ月で完了するとされております。
- ④ 登録付与に対して、異議申立制度は採用されておませんが、利害関係人は登録後、裁判所に対して取消しを請求することができます。

出願から登録までの手続のフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は、登録日から10年間です。
- (2) 登録日から5年経過前に、維持年金を納付する必要があります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されております。

## 1 1 . 留意事項

### (1) 意匠の定義等について

- ① 意匠とは、完成品において視覚に訴え、視覚のみによって判断される、形状、配置、模様又は装飾等の特徴、及びそれらの特徴の組合せと、定義されております。
- ② 意匠から派生する美的作品に著作権が存在している場合であっても、著作権者の承諾を受けて、50個を超える物品が再生産されていれば、その意匠の再生産は著作権の侵害とはならないと、されております。この場合、著作権の保護は適用されず、意匠登録によって意匠を保護することができる、されています。

### (2) 早期審査制度の導入について

- ① 意匠法においても、早期審査制度が採用されております。  
出願人は、出願に係る意匠が第三者に模倣されている場合、又は模倣される恐れがある場合、意匠について実施許諾を求められている場合には、早期審査を請求することができます。
- ② 早期審査を請求する場合には、I)早期審査申請書の提出、II)早期審査の理由、及びIII)所定の手数料の支払いが、必要となります。

### (3) 新規性喪失の例外に関して

特許法同様に、一年間のグレイス・ピリオドが適用されますので、留意して下さい。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

2012年10月31日施行の改正商標法が適用されております。

### 2. 商標出願時の必要書類

カナダにおいては、商品や役務のニース分類は適用されておられません。分類制度がありませんので、一つの出願で複数の分類に属する商品等を指定することができます。

(1) 商標登録出願に当たり、カナダ出願がどのような根拠に基づく出願かによって、申請書（願書）の内容も異なります。

共通事項として、必要な情報は次の通りです。

- ① 出願人の名称及び住所
- ② 商標に関する説明
- ③ 商品・サービスのリスト
- ④ 委任状（提出不要です）
- ⑤ 出願人がカナダに居住しない場合、特許庁から通信を受け取ることができるカナダの現地代理人の住所
- ⑥ 優先権主張の基礎となる出願の情報

(2) カナダ出願をする際に、以下の一つの根拠に基づく場合、又は複数の根拠に基づいて、出願することができます。

- ① カナダにおける商標の使用予定又は使用意思に基づく出願申請  
(Intent To Use)

この申請に基づく出願は、カナダでは実際に商標が使用されていないが、将来において使用をする意思を有することに基づく出願申請をいいます。

- ② カナダにおける商標の使用に基づく出願申請 (Prior Use)

この申請に基づく出願は、出願しようとする商標が既にカナダにおいて使用されている場合に基づく出願申請をいいます。

この申請に基づく出願の場合には、各指定商品・役務について最初に使用された日付を明確にしなければなりません。

- ③ 外国で使用され、出願人の本国における出願や登録に基づく出願  
(Use & Registered Abroad)

この申請に基づく出願は、カナダ出願と同じ商標を本国で出願し、かつ、出願人がどこかの国で使用している場合に基づく出願申請をいいます。

自国での出願又は登録の詳細（番号や日付）が必要となります。

- ④ カナダにおいて周知となった商標に基づく出願申請  
(Well-Known Trade Mark in Canada)。

この申請に基づく出願は、カナダ以外の国で商品等について商標が使用され、それがカナダにおいて周知となった場合に基づく出願申請をいいます。

### 3. 料金表（単位：カナダ・ドル（CAD）です）

(1) 出願料金	2 5 0
(2) 異議申立料金	7 5 0
(3) 期間延長料金	1 2 5
(4) 登録料金	2 0 0
(5) 更新料金	3 5 0

### 4. 料金減免制度について

ありません。

### 5. 実体審査の有無

出願は、登録可能性及び他人の既存の商標登録、又は先願の商標出願と抵触するか否かの、実体審査が行われます。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

出願が登録要件を満たしていると判断された場合、出願内容は異議申立のために公告されます。

### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。出願は全件審査されます。

### 8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 審査においては、先願主義が採用されております。

(2) 不登録事由に関して

次のものは、登録を受けることができません。

- ① 現存者又は30年以内に死亡した者の氏名又は氏姓にすぎない言葉
- ② 商標が使用される商品又はサービスに関する特徴、質、生産の状態等の商標（記述的商標）
- ③ 商標が使用される商品又はサービスの名称（普通名称）
- ④ 登録商標と混同を生じる恐れのある商標

- ⑤ 国王等の記章、紋章又は旗章の商標
- ⑥ 公序良俗に反する商標
- ⑦ 他人の登録商標と混同を生じる恐れのある商標
- ⑧ 他人の登録商標と同一又は類似する商標であって、その指定商品と同一又は類似する商品等について使用する商標等、です。

(3) 登録要件を満たしていないと判断されて場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は通常当該通知日から6ヶ月以内に補正書等の提出により応答することが出来ます。

なお、この指定期間は正当な理由がある場合にのみ、期間の延長が認められます。

(4) 上記拒絶理由通知に対する補正書等の提出により、依然として当該理由が解消されなかった場合、最終的に拒絶査定となります。

(5) 拒絶査定があった場合、当該査定に対して不服を有する場合には、査定発令日から2ヶ月以内に連邦裁判所に対して上訴することができます。

(6) 登録要件を満たしていると判断された場合、出願が容認され出願の内容は異議申立のために出願公告（出願公告日から2ヶ月間）されます。

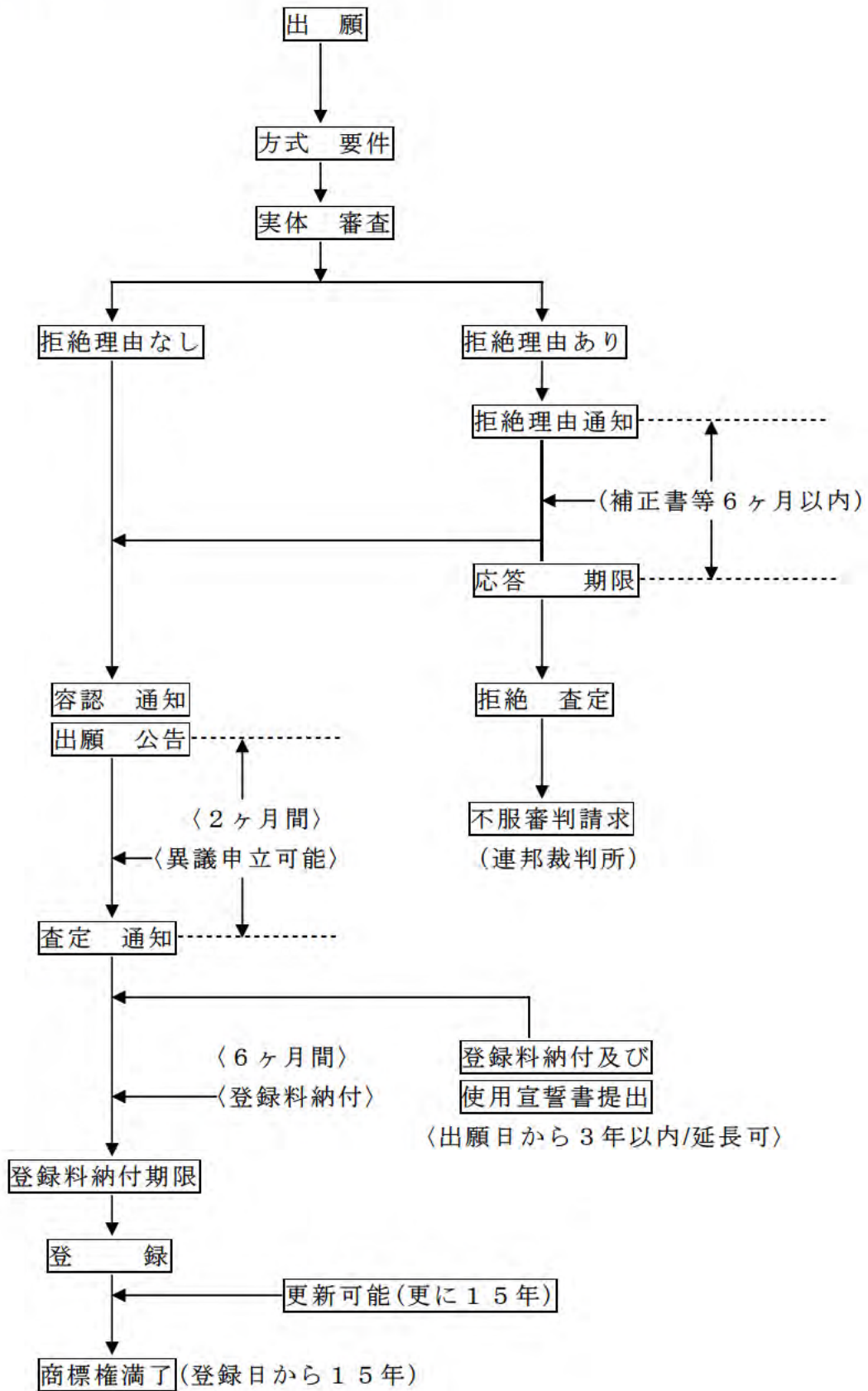
(7) 異議申立がなく、又は異議申立に理由なしとの決定があった場合、出願は許可されます (Notice of Allowance)。

出願許可通知が発行された後、出願人は発行日から6ヶ月以内に最終手数料 (Final fee) をする必要があります。

なお、使用意思 (Intent to Use) に基づく出願申請をした場合には、使用宣言書の提出が必要となり、提出後に出願は登録され、出願人に登録証が発行されます。

この使用宣言書の提出は、正当な理由があることを条件に、6ヶ月ごと延長することが可能です。

出願から登録までの手続のフローチャート





## 9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は登録日から15年間です。商標権は登録により発生します。
- (2) 更新は、15年毎にすることができます。  
更新は、存続期間の満了前に行なうことができ、満了後6ヶ月以内の猶予期間内にも更新手数料を納付することができます。

## 10. 出願時点等での使用義務の有無

- (1) カナダにおける商標の使用に基づく出願申請 (Prior Use)  
この申請に基づく出願の場合には、各指定商品・役務について最初に使用された日付を明確にしなければなりません。  
例えば、指定商品が2つあり、それぞれがカナダで使用されている場合には、それぞれの最先の使用日を明確に願書中に記載する必要があります。
- (2) 登録後、商標権者には登録商標の使用義務が生じます。
  - ① 登録官は、いつでも商標権者に対し、各指定商品等について通知日の直前の3年間にカナダにおいて登録商標を使用していたか否かについて、3ヶ月以内に提出することを求めることができます。
  - ② 商標権者は、当該通知に対して、登録商標を使用している場合は使用している旨、又使用していない場合には最後の使用日及びその後使用していない理由を述べた宣誓供述書を提出する必要があります。
  - ③ なお、第三者も登録日から3年経過後に、請求することができます。
  - ④ 登録官が、上記通知の3ヶ月間にいずれの指定商品等について使用されておらず、又は不使用が正当な理由でないと認めた場合には、全部又は一部についての登録を取り消すことができます。

## 11. 保護対象

- (1) 商標とは、ある者が自己が製造、販売、貸与、若しくは利用する商品又はサービスを、他人が製造、販売、貸与、若しくは利用するものから区別する目的で、又は区別できるように使用する標章であると、定義されております。
- (2) また、ある者又は組織の商品又はサービスを、他人のものと取引以上識別するために使用される、言葉、象徴、図形又はその組合せは、商標として登録されると、されております。
- (3) 保護対象となる商標  
立体商標、証明商標、連合商標等は保護されます。

## 12. 留意事項

### (1) 出願に関して

カナダへの商標出願の際には、米国への出願の場合と同様に、上述しましたように、出願の基礎(根拠)を明示しなければなりませんので、留意して下さい。例えば、

「カナダにおける使用意思 (Intent To Use) を基礎 (根拠) に出願する場合」

この出願の場合には、商標が実際にカナダで使用されていないか否かを確認する必要があります。

一度この出願を基礎として出願すると、後で「使用に基づく基礎 (Prior Use)」への変更はできません。

又、使用宣言書で、使用した日付が出願日前の日付であった場合には、異議申立を受ける恐れがあるとされております。

### (2) マドリッド協定及びマドリッド議定書に基づく国際登録

カナダは、マドプロの同盟国ではありませんので、国際登録による保護を求めることはできません。

### (3) 譲渡、使用許諾

① 商標出願、商標権は、事業の移転とは関係なく譲渡することが可能で分離・分割して移転することができます。

但し、連合商標は分離して移転することができません。

② 商標権に基づいて、排他的及び非排他的ライセンスを許諾することができます。